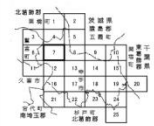


幸手市地形図 7



記号

●	重要施設	A 37.2	山 山
○	重要施設	B 25.02	山 山
□	重要施設	C 42.3	山 山
△	重要施設	D 26.6	山 山
◇	重要施設	E 251.73	山 山
▽	重要施設	F 12.3	山 山
◆	重要施設	G 19.4	山 山

- | | | |
|---|------|-----|
| ○ | 重要施設 | 山 山 |
| △ | 重要施設 | 山 山 |
| ◇ | 重要施設 | 山 山 |
| ▽ | 重要施設 | 山 山 |
| ◆ | 重要施設 | 山 山 |
| ■ | 重要施設 | 山 山 |
| □ | 重要施設 | 山 山 |
| ○ | 重要施設 | 山 山 |
| △ | 重要施設 | 山 山 |
| ◇ | 重要施設 | 山 山 |
| ▽ | 重要施設 | 山 山 |
| ◆ | 重要施設 | 山 山 |
| ■ | 重要施設 | 山 山 |
| □ | 重要施設 | 山 山 |
| ○ | 重要施設 | 山 山 |
| △ | 重要施設 | 山 山 |
| ◇ | 重要施設 | 山 山 |
| ▽ | 重要施設 | 山 山 |
| ◆ | 重要施設 | 山 山 |
| ■ | 重要施設 | 山 山 |
| □ | 重要施設 | 山 山 |
| ○ | 重要施設 | 山 山 |
| △ | 重要施設 | 山 山 |
| ◇ | 重要施設 | 山 山 |
| ▽ | 重要施設 | 山 山 |
| ◆ | 重要施設 | 山 山 |
| ■ | 重要施設 | 山 山 |
| □ | 重要施設 | 山 山 |
| ○ | 重要施設 | 山 山 |
| △ | 重要施設 | 山 山 |
| ◇ | 重要施設 | 山 山 |
| ▽ | 重要施設 | 山 山 |
| ◆ | 重要施設 | 山 山 |
| ■ | 重要施設 | 山 山 |
| □ | 重要施設 | 山 山 |
| ○ | 重要施設 | 山 山 |
| △ | 重要施設 | 山 山 |
| ◇ | 重要施設 | 山 山 |
| ▽ | 重要施設 | 山 山 |
| ◆ | 重要施設 | 山 山 |
| ■ | 重要施設 | 山 山 |
| □ | 重要施設 | 山 山 |
| ○ | 重要施設 | 山 山 |
| △ | 重要施設 | 山 山 |
| ◇ | 重要施設 | 山 山 |
| ▽ | 重要施設 | 山 山 |
| ◆ | 重要施設 | 山 山 |
| ■ | 重要施設 | 山 山 |
| □ | 重要施設 | 山 山 |



この図面は平成14年度土木調査報告書の成果に基づき作成されたもので、図面に示す内容については、関係機関等に照会の上、最新の調査結果を反映して掲載しております。

平成14年度調査
 1. 平成13年 9月調査
 2. 平成14年 7月現地調査

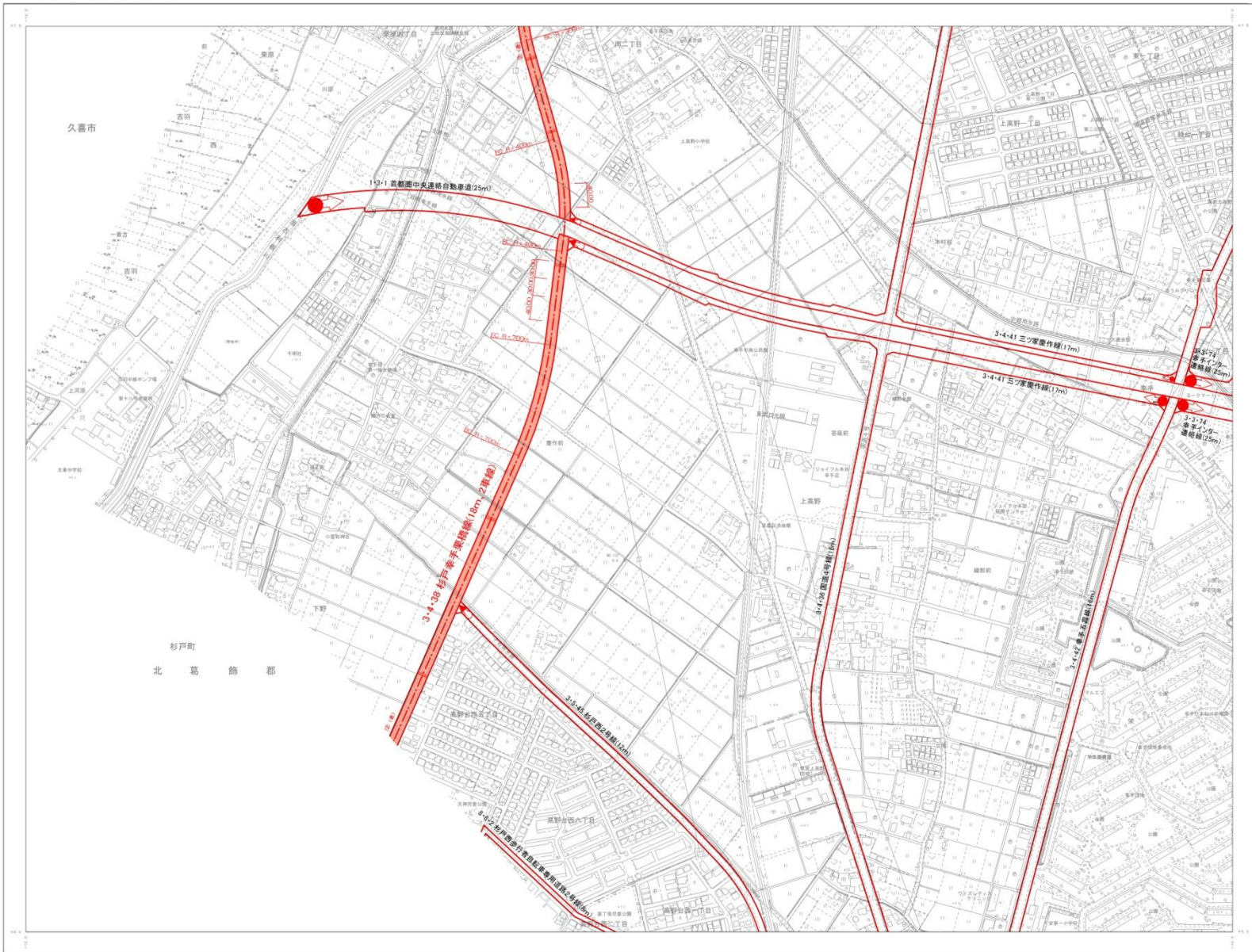
1:2,500

この図面は、国土院院長の承認を受けた図面です。図面には、関係機関等に照会の上、最新の調査結果を反映して掲載しております。

幸手市役所
 太平洋航業株式会社調製

幸手市地形図 7
 IX-JD 67-3
 (国土基本図 図面番号)

幸手市地形図 16



境界線	A:37.2	境界線	B:37.2	境界線	C:37.2
境界線	44.2	境界線	44.2	境界線	44.2
境界線	25.73	境界線	25.73	境界線	25.73
境界線	12.3	境界線	12.3	境界線	12.3
境界線	16.4	境界線	16.4	境界線	16.4

境界線	境界線	境界線	境界線
境界線	境界線	境界線	境界線
境界線	境界線	境界線	境界線
境界線	境界線	境界線	境界線
境界線	境界線	境界線	境界線

境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
境界線	境界線	境界線	境界線	境界線
境界線	境界線	境界線	境界線	境界線

縮尺は平成14年度国土交通省告示第14号の縮尺
 によるものとする。
 縮尺は平成14年度国土交通省告示第14号の縮尺
 によるものとする。
 縮尺は平成14年度国土交通省告示第14号の縮尺
 によるものとする。

IX - JD 77-3
(国土基本図 図表番号)

幸手市役所
 太平洋航業株式会社製

幸手市地形図 16

平成14年測量
 1. 平成13年 9月撮影
 2. 平成14年 7月現地調査

1:2,500



この測量成果は、国土測画法第20条第1項第1号の
 規定に基づき、測量士及び測量士補の署名を付し
 (測量士) 第14 第1号
 の規定に基づき、測量士及び測量士補の署名を付し
 (測量士) 第14 第1号

杉戸町都市計画図 1

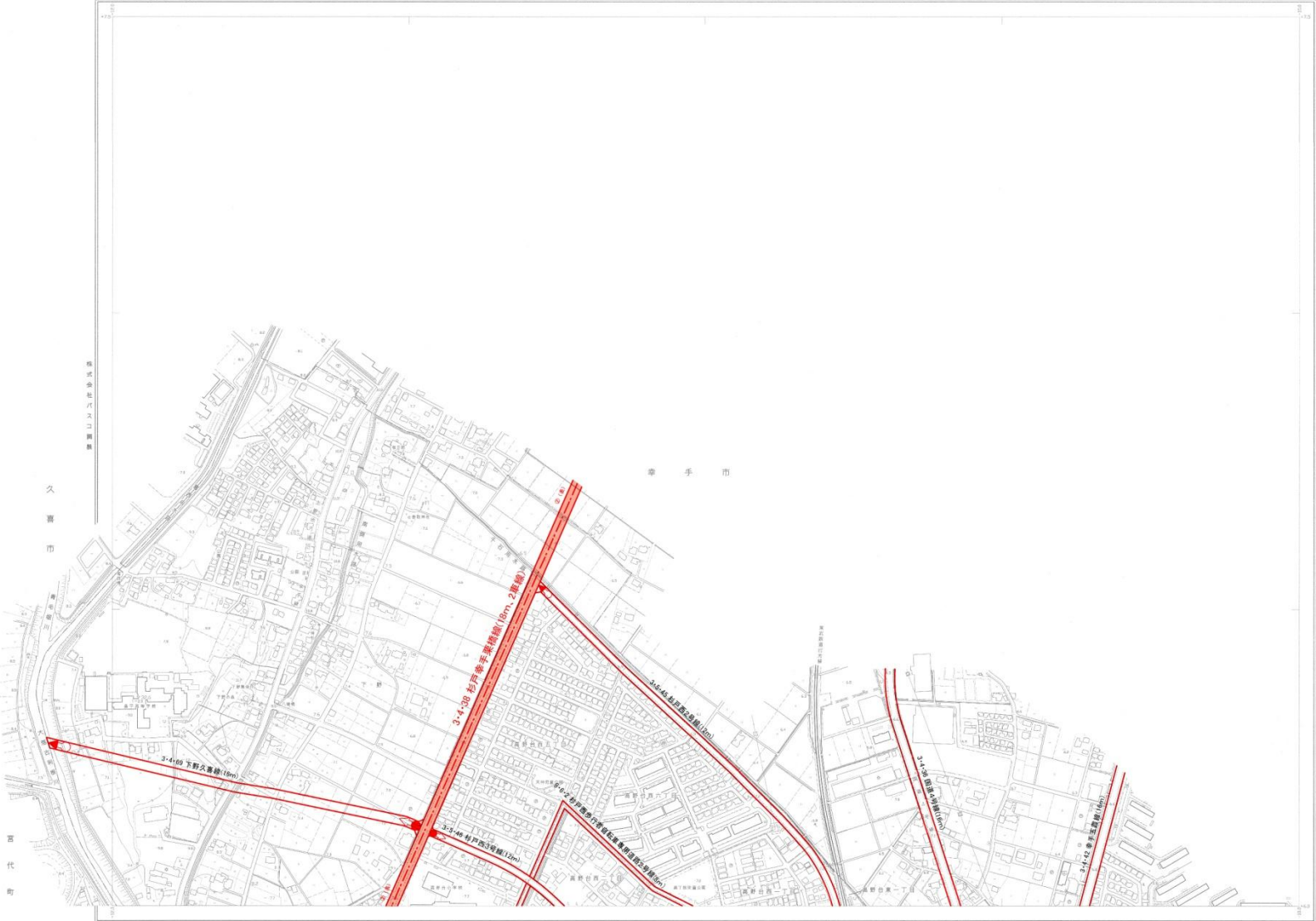
区-JD77-3



凡 例



記号	名称	備考
■	市界	
□	区界	
○	町界	
△	大字界	
◇	郡界	
●	市役所	
○	町役所	
△	大字役所	
◇	郡役所	
○	市立小学校	
△	町立小学校	
◇	大字立小学校	
◇	郡立小学校	
○	市立中学校	
△	町立中学校	
◇	大字立中学校	
◇	郡立中学校	
○	市立高等学校	
△	町立高等学校	
◇	大字立高等学校	
◇	郡立高等学校	
○	市立図書館	
△	町立図書館	
◇	大字立図書館	
◇	郡立図書館	
○	市立公民館	
△	町立公民館	
◇	大字立公民館	
◇	郡立公民館	
○	市立体育館	
△	町立体育館	
◇	大字立体育館	
◇	郡立体育館	
○	市立公園	
△	町立公園	
◇	大字立公園	
◇	郡立公園	
○	市立児童遊園	
△	町立児童遊園	
◇	大字立児童遊園	
◇	郡立児童遊園	
○	市立老人福祉センター	
△	町立老人福祉センター	
◇	大字立老人福祉センター	
◇	郡立老人福祉センター	
○	市立市民会館	
△	町立市民会館	
◇	大字立市民会館	
◇	郡立市民会館	
○	市立市民センター	
△	町立市民センター	
◇	大字立市民センター	
◇	郡立市民センター	
○	市立市民ホール	
△	町立市民ホール	
◇	大字立市民ホール	
◇	郡立市民ホール	
○	市立市民プラザ	
△	町立市民プラザ	
◇	大字立市民プラザ	
◇	郡立市民プラザ	
○	市立市民センター	
△	町立市民センター	
◇	大字立市民センター	
◇	郡立市民センター	
○	市立市民センター	
△	町立市民センター	
◇	大字立市民センター	
◇	郡立市民センター	



● 平成27年7月
▲ 平成28年10月

1:2,600

この図は、国土交通省国土利用政策局が作成したものであり、その正確性を保証するものではありません。また、この図は、あくまで参考としてご利用ください。

杉戸町に所在する市界、町界、大字界、郡界、市役所、町役所、大字役所、郡役所、市立小学校、町立小学校、大字立小学校、郡立小学校、市立中学校、町立中学校、大字立中学校、郡立中学校、市立高等学校、町立高等学校、大字立高等学校、郡立高等学校、市立図書館、町立図書館、大字立図書館、郡立図書館、市立公民館、町立公民館、大字立公民館、郡立公民館、市立体育館、町立体育館、大字立体育館、郡立体育館、市立公園、町立公園、大字立公園、郡立公園、市立児童遊園、町立児童遊園、大字立児童遊園、郡立児童遊園、市立老人福祉センター、町立老人福祉センター、大字立老人福祉センター、郡立老人福祉センター、市立市民会館、町立市民会館、大字立市民会館、郡立市民会館、市立市民センター、町立市民センター、大字立市民センター、郡立市民センター、市立市民ホール、町立市民ホール、大字立市民ホール、郡立市民ホール、市立市民プラザ、町立市民プラザ、大字立市民プラザ、郡立市民プラザ

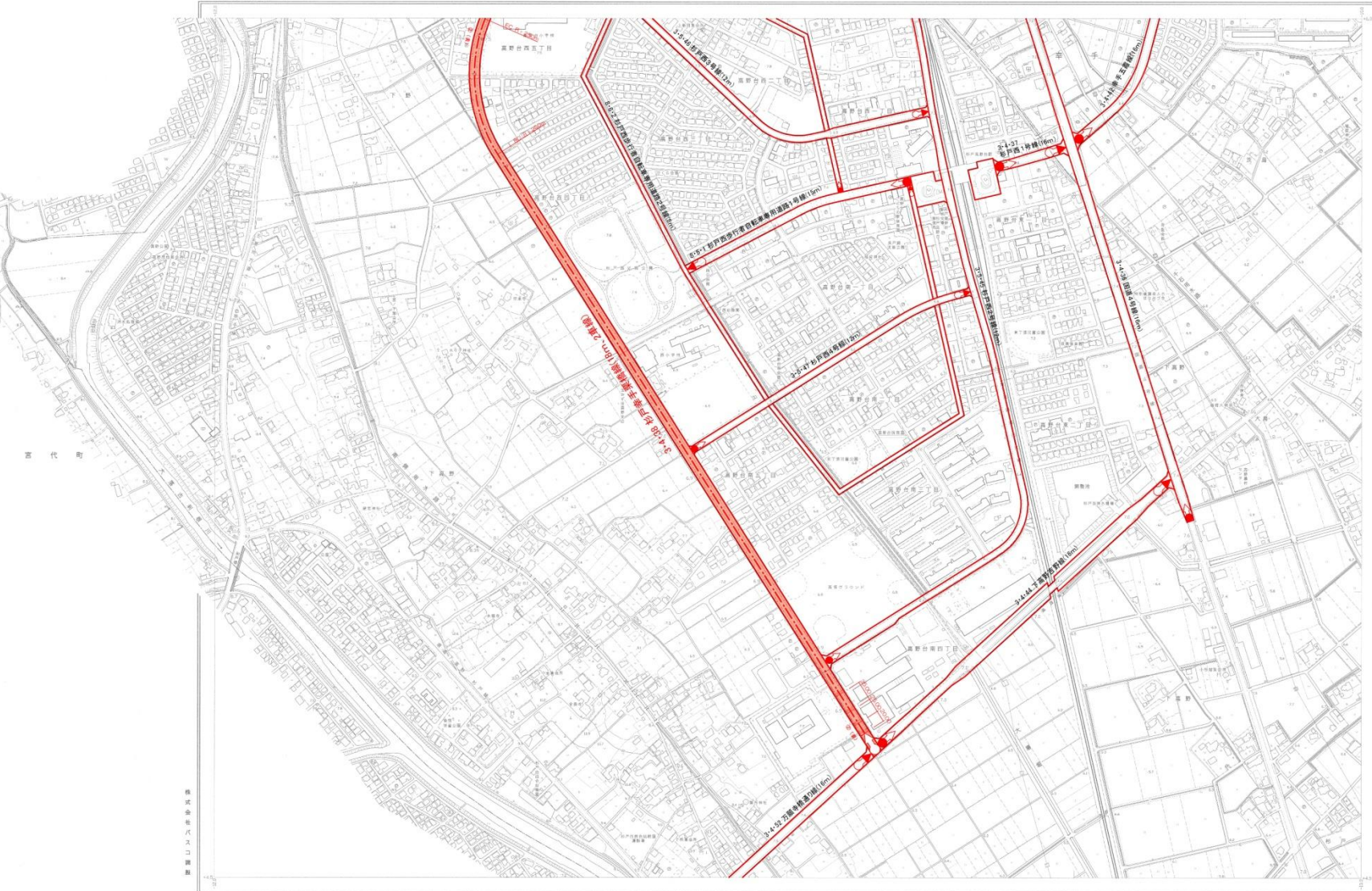
杉戸町都市計画図 3

IX-JD87-1



凡例

[Symbol]	指定用途地域	第一種低層住宅専用地域
[Symbol]	第一種中高層住宅専用地域	第一種中層住宅専用地域
[Symbol]	第一種低層住宅専用地域	第一種中層住宅専用地域
[Symbol]	第一種中高層住宅専用地域	第一種中層住宅専用地域
[Symbol]	第一種低層住宅専用地域	第一種中層住宅専用地域
[Symbol]	第一種中高層住宅専用地域	第一種中層住宅専用地域



■ 第一種中高層住宅専用地域
■ 第一種中層住宅専用地域

1:2,600



この図面は、国土交通省国土院の「都市計画図」に基づき作成されたものであり、図面記載の内容は、国土院の「都市計画図」に基づき作成されたものである。図面記載の内容は、国土院の「都市計画図」に基づき作成されたものである。

凡例 (continued)

[Symbol]	第一種低層住宅専用地域	第一種中層住宅専用地域
[Symbol]	第一種中高層住宅専用地域	第一種中層住宅専用地域
[Symbol]	第一種低層住宅専用地域	第一種中層住宅専用地域
[Symbol]	第一種中高層住宅専用地域	第一種中層住宅専用地域
[Symbol]	第一種低層住宅専用地域	第一種中層住宅専用地域
[Symbol]	第一種中高層住宅専用地域	第一種中層住宅専用地域

その他 (Other symbols and notes)

杉戸町 (Shimohu Town) location and other notes.